

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

快適なふるさと信楽のまちづくり再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

滋賀県甲賀市

3. 地域再生計画の区域

甲賀市の区域の一部（信楽町地区）

4. 地域再生計画の目標

4-1 地域の現況

甲賀市は、水口町・土山町・甲賀町・甲南町・信楽町の5町が、平成16年10月1日に合併して誕生したまちである。滋賀県の東南部に位置し、面積は481.62km²と県土の約12%を占めている。大阪・名古屋から100km圏内にあり、近畿圏と中部圏をつなぐ広域交通の拠点となっている。地形は、東南部に標高1,000mを超える山々が連なる鈴鹿山系を望む丘陵地で野洲川・杣川・大戸川沿いに平地が開け、森林も多く、琵琶湖の水源涵養、水質保全にも重要な地域となっている。計画区域の信楽町は、大戸川を有しており、瀬田川と合流し京阪神まで流下している。

近年は、京阪神と名古屋間の利便を生かした企業の進出や京阪神のベッドタウンとして発展しており、現在は89,901人（令和3年3月31日現在）の人口を有する都市である。

本市の人口は、平成17年をピークに人口減少が進み、平成27年度末には91,949人であった人口は、令和2年度末には89,901人となり、令和7年には、85,629人となることが予測される。特に信楽町においては、平成27年度末に12,105人であった人口は、令和2年度末には10,946人となり、このまま推移すれば令和8年度末には9,320人になることが予測され、中山間地域における人口減少が顕著となっている。

4-2 地域の課題

甲賀市ひと・まち・しごと創生総合戦略において、市内でも中山間地域における人口減少が顕著であること及び市内の就業人口が減少し、市外で働く傾向にあること、女性の市内就業率が年々減少傾向にあることが課題のひとつとなっている。特に人口減少が顕著な中山間地域である信楽町は、県内、市内の他地域に比べ下水道普及率が約21%と低く生活環境の格差も影響し、若者の流出による定住人口の減少と少子高齢化が顕著

となっている。

また、信楽町に流れる大戸川は表面的には比較的正常な水質が維持されているが近年、環境・生活排水による水質汚濁に対する関心も高く、水洗化整備等の期待が高くなってきた。さらに、大戸川は瀬田川に合流し、京阪神の生活用水としても利用されていることから、水洗化整備が必要である。

4-3 計画の目標

こうした状況を踏まえ、地方創生汚水処理施設整備推進交付金により公共下水道及び合併浄化槽の整備を一体的に推進することにより、生活環境の改善及び公共用水域の水質向上を図ることを計画の目標としている。

(目標1) 信楽町における人口減少の抑制

10,946人(令和2年度末)→9,500人(令和8年度末)

(目標2) 信楽町における美しい自然や川を後世に引き継ぐ

現在環境基準のA類型である大戸川の水質について、A類型を維持する。

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

信楽町で施工している公共下水道は、平成12年度に事業着手し、令和2年度末において全体計画281.0haのうち約97.0haが整備済みである。

また、公共下水道、農業集落排水及び既設集合排水処理地域を除く地域においては、合併浄化槽区域として個別設置浄化槽を推進している。

今後、更なる汚水処理施設の整備を推進するため、地方創生汚水処理施設整備推進交付金により公共下水道及び合併浄化槽の整備を行い、快適で自然豊かな地域を目指す。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生汚水処理施設整備推進交付金【A3009】

・公共下水道・・・平成31年2月に事業計画策定(変更)

[事業主体]

・甲賀市

[施設の種類]

・公共下水道、浄化槽(個人設置型)

[事業区域]

・公共下水道 甲賀市信楽町長野の一部、江田の一部及び西の一部
・浄化槽(個人設置型) 甲賀市信楽町の全域(ただし、公共下水道及び農業集落排水の供用開始区域を除く。)

[事業期間]

・公共下水道 令和4年度～令和8年度
・浄化槽(個人設置型) 令和4年度～令和8年度

[整備量]

- ・公共下水道 管路施設 $\phi 100 \sim 250$ L = 11,038m
終末処理場 1池増設
- ・浄化槽（個人設置型） 100基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 2,266人 浄化槽 220人

[事業費]

- ・公共下水道 2,024,000千円（うち、交付金 1,031,000千円）
- ・浄化槽（個人設置型） 41,400千円（うち、交付金 13,800千円）
- ・合計 2,065,400千円（うち、交付金 1,044,800千円）

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

(令和/年度) ※信楽町	基準年 (R2)	R4	R5	R6	R7	R8
指標1 汚水処理人口普及率	67%	71%	77%	83%	90%	90%
指標2 大戸川水質維持	A類型	A類型	A類型	A類型	A類型	A類型

[事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策間連携)

公共下水道及び合併浄化槽を一体的に整備することにより、短期間で効率的かつ効果的な施設配置が可能となり、快適で魅力ある生活環境の整備といった地域再生の目標達成に資するとともに、全体の整備コストの削減が期待できるという点で、先導的な事業となっている。

汚水処理施設整備事業は、甲賀市国土強靱化地域計画に明記された事業である。

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「快適なふるさと信楽のまちづくり再生計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

汚水処理関連

(1) 浄化槽設置整備事業

内 容 公共下水道及び農業集落排水の整備を行わない地域において、住宅用の合併浄化槽には上乘せ補助を行い、住宅用以外の合併浄化槽には基本額の補助を行うことで公衆衛生の継続的な保全を図る。

(甲賀市単独事業)

実施主体 甲賀市

実施期間 平成28年4月～

(2) 合併浄化槽設備修繕費補助事業

内 容 公共下水道及び農業集落排水が供用開始されていない地域において、合併浄化槽の修繕費補助を行うことにより、生活環境及び公衆衛生の継続的な保全を図る。

(甲賀市単独事業)

実施主体 甲賀市

実施期間 平成27年4月～

(3) 浄化槽維持管理事業補助事業

内 容 公共下水道及び農業集落排水の整備を行わない地域において、住宅用の合併浄化槽を面的に整備した浄化槽維持管理組合に対し維持管理費の補助を行う。

(県費補助事業)

実施主体 甲賀市

実施期間 平成26年4月～

(4) 宅内排水設備設置資金融資あっせん及び利子補給事業

内 容 公共下水道、農業集落排水及び合併浄化槽の接続に関する工事に要する資金の融資を金融機関にあっせんする。

また、この制度で融資を受け、公共下水道及び農業集落排水においては供用開始3年以内に接続した者及び合併浄化槽に接続した者に対して利子の3分の2以内で補助を行う。

(甲賀市単独事業)

実施主体 甲賀市

実施期間 平成16年10月～(合併浄化槽については、平成27年4月～)

定住移住関連

(1) 子育て応援・定住促進リフォーム事業

内 容 人口増加及び移住定住を促進し、地域の活性化を図るため住宅のリフォーム工事を行う者に対して補助を行う。

(甲賀市単独事業)

実施主体 甲賀市

実施期間 平成28年4月～

(2) 移住定住促進事業

内 容 大都市で開催される移住フェア等で情報発信を行う。また、空き家バンクを活用し市外からの移住及び市内での定住を促進し地域の活性化を目指す。

(甲賀市単独事業)

事業主体 甲賀市

実施期間 平成27年4月～

6. 計画期間

令和4年度～令和8年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に、中間評価及び事後評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	令和2年度 (基準年度)	令和6年度 (中間年度)	令和8年度 (最終目標)
目標1 信楽町の人口減少の抑制	10,946人	10,000人	9,500人
目標2 大戸川水質維持	A類型	A類型	A類型

(指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法
信楽町の人口減少の抑制	甲賀市住民基本台帳より
大戸川水質維持	滋賀県の公共用水域測定の公表データより

・目標の達成状況以外の評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（甲賀市ホームページ）により公表する。